

新座市屋外広告物条例に係る各種申請等の必要書類

「○」箇所が許可申請・届出時に必要な書類となります。「※」箇所については、注意事項等を参考にしながら、必要に応じて提出してください。

提出書類	許可申請				届出			注意事項等
	新設	更新	変更	改造	設置者 管理者 変更	滅失	除却	
① 許可申請書 又は 届出書 (最新の様式はホームページに掲載しています)	○	○	○	○	○	○	○	・最新の様式を使用すること。 ※令和元年7月1日に各種様式を変更しています。 ・記入漏れ等ないように作成すること。
② 案内図	○	○	○	○				・現地が明確に分かる縮尺とし、 方位を記載 すること。
③ 配置図	○	○	○	○				・ 方位を記載 すること。 ・広告物の設置箇所が 建物の敷地内か敷地外かわかるよう記載 すること。
④ 広告物・掲出物件の図面・仕様書等	○	○	○	○				・色彩や意匠がわかるように カラー印刷 とすること。 ・「新座市屋外広告物条例のしおり」等を参考に、掲出する広告物の 基準適合について確認 できるよう作成すること。 (マンセル値・表示面積・高さ・幅・光源点滅の有無等を記載)
⑤ 状況写真		○	○	○		○	○	・更新、変更及び改造の許可申請には、 全ての表示面及び掲出物件を確認 できる写真を提出すること。 ・滅失の届出には、 滅失した後の状況を示す写真 を提出すること。 ・除却の届出には、 除却前後の写真 を提出すること。
⑥ 管理者の資格証(写し)	○	○	○	○	※			・(※)管理者に変更があった場合、新しく管理者になる方の資格証(写し)の提出が必要です。 ・「屋外広告業登録通知書」など、有効期間の記載があるものについては、有効期間内であることを確認すること。
⑦ 屋外広告物等管理者確認書 (最新の様式はホームページに掲載しています)	※	○	○	○				・最新の様式を使用すること。 ※令和元年7月1日に様式を変更しています。 ・(※)新設の許可申請であっても、既存の掲出物件を利用する場合は、提出が必要です。 ・点検は直近に実施すること。
⑧ 所有者等の借用承諾書等(写し)			※					・(※)他人の所有又は管理する土地・建物等に出す場合は、提出が必要です。 ・ 契約日、契約期間等明記 すること。
⑨ 道路占用許可証(写し)			※					・(※)屋外広告物が道路上に突き出る場合は、提出が必要です。
⑩ 委任状			※			※		・(※)申請者、届出者の代わりに手続きを行う場合は、提出が必要です。
⑪ 手数料	○	○	○	○				・手数料額については、「新座市屋外広告物条例のしおり」等を参考にしてください。
必要部数	2部(正本1部・副本1部)				1部			

市では、屋外広告物許可申請前の事前相談をお願いしているため、申請書類が揃った段階で一度ご連絡ください。

許可申請時に、広告物の種類や面積に応じて許可申請手数料を納付していただく必要があるため、書類不備などにより、受付できない場合があります。